

2025年5月度衛生委員会

愛知オフィス

議長	産業医	衛生管理者	委員（従業員側）	
岩倉	大須賀	横山	岡田	今泉

はじめに

【開催日時】 2025年5月21日 13:00～14:00

【開催場所】 MCP事務所

【メンバー】 議長 岩倉七重
会社側 大須賀淳（産業医）
横山幸江（衛生管理者・議事/事務局）
従業員側 岡田ゆか
今泉久美子

- 【議題】 ①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（4月）：横山
②職場における熱中症対策の強化について：横山
③『産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間』：大須賀先生
④ 今月のテーマ『からだとところにイイ！をはじめよう』：横山

①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（4月）

愛知オフィス実績報告

1) 労災・通災（R7年4月度実績）

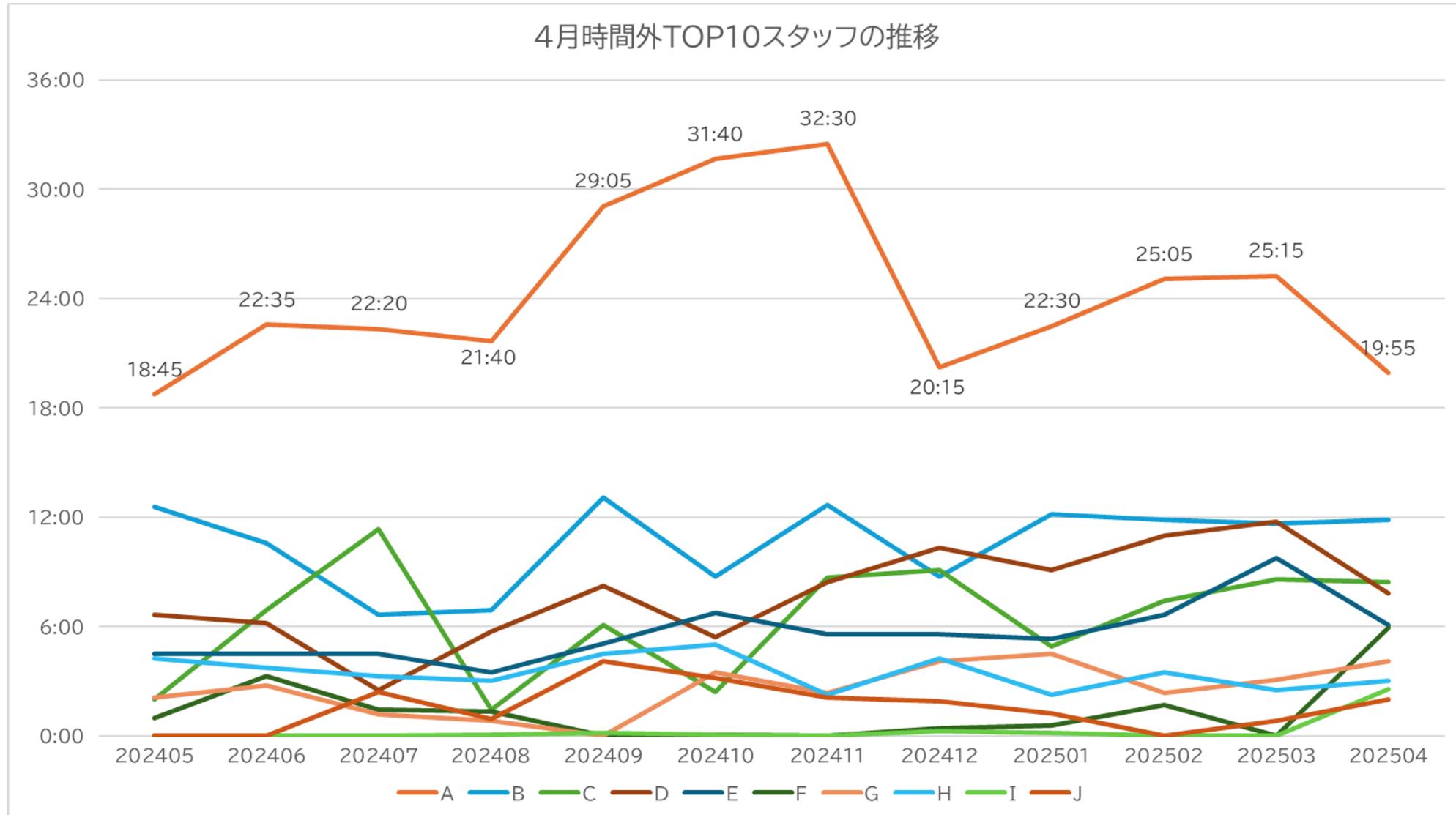
⇒労災：なし、通災：なし

(1) 労災・通災状況

		4月	累計
労災	休業	0	0
	不休業	0	0
	計	0	0
通災	加害	0	0
	自損	0	0
	被害	0	0
	計	0	0

長時間労働→ 45h超え 0人
80h超え 0人

	区分	派遣スタッフ 52名	運営スタッフ 3名
	勤務形態	日8週40H超	フレックス
法定時間外労働	平均	1:34	0:00
	最大	19:55	0:00
法定内休出	平均	0:17	0:00
	最大	3:40	0:00
法定外+法定内	平均	1:51	0:00
	最大	19:55	0:00



②職場における熱中症対策の強化について

(令和7年6月1日改正労働安全衛生規則施行)

労働安全衛生規則の改正（**罰則有り**）が2025/4/15公布、**2025/6/1より施行**となります。
本省令改正の【主旨】 【概要】 【罰則】 は以下となります。

【主旨】

熱中症を生ずるおそれのある**作業※**を対象に、事業者が次の具体的な熱中症対策【概要】①②を事業場ごとに講じることが**義務付け**られる。

※ **WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの**

【概要】

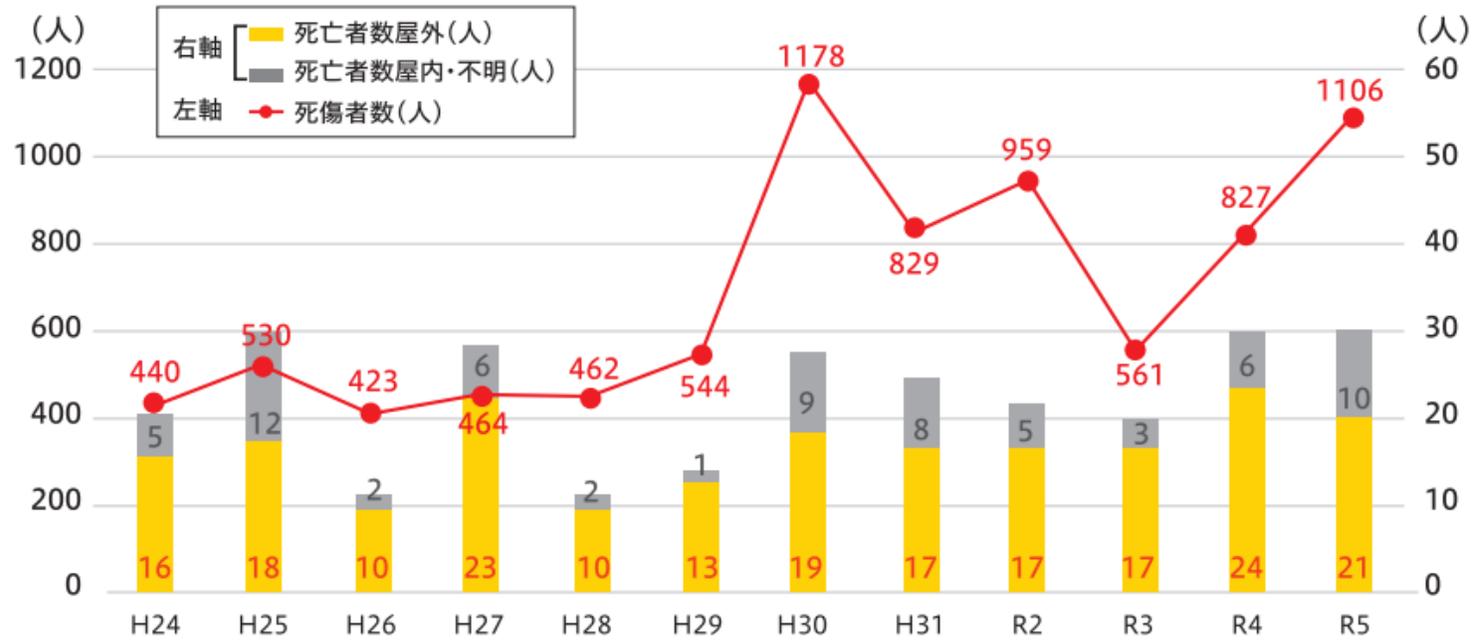
①報告体制の整備と周知：熱中症の自覚症状がある者やそのおそれがある作業者を発見した者が、その旨を報告するための体制を定め、関係作業者に対して周知 をすること。

②症状悪化措置の整備と周知：作業からの離脱、身体冷却など、症状悪化を防止するため必要な措置に関する内容や実施手順を定め、あらかじめ関係作業者に対して周知 をすること。

【罰則】

熱中症対策を怠り労働安全衛生法第22条違反と判断されたものは
「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が科される。
（今後は所轄の労基署の立入等で順守状況の確認をされることが考えられます）

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24~)



業務上疾病調:厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)



平成3年~令和2年の30年間を基準とした偏差:気象庁

厚生労働省リーフレットより抜粋

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



厚生労働省リーフレットより抜粋

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- ①報告体制の整備と周知⇒報告を受け取るだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。
- ②症状悪化措置の整備と周知⇒実施手順の作成はフロー図などを作成し関係者へ周知すると分かりやすいでしょう。

厚生労働省リーフレットより抜粋

* エムシーパートナーズとしての対応 *

製造現場で働くMCP派遣スタッフについては、派遣先で対応をしていただくこととなります。MCP運営スタッフについては、該当する作業はないが、熱中症については室内でも起こりうるため、熱中症対策（熱中飴やOS-1の常備）についてはこれまで通り、継続して行きます。

③産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間

<質問、相談、討議事項>

復職判定委員会についての質問

復職判定委員会とは・・・休職中の従業員が職場復帰する際に、その可否や配慮事項を判断するために実施します。産業医、人事担当者、職制などが、主治医の診断や意見書、職場環境などを総合的に評価して、復職可否を決定します

Q1.復職判定委員会については、派遣元は義務。。。？

(産業医) 復職判定委員会は、派遣に関わらず義務付けられているものではありません。一方で安全配慮義務として、安全・健康に働けるよう検討することは義務となります。復職するにあたって従業員の健康状態を把握し、従業員が安全健康に働けるかどうかを判断します。職場復帰後の配慮事項や職場環境なども考え従業員が安心して復帰できるよう検討します。

Q2.復職判定委員会は、本人の同意を得て実施するのでしょうか。本人が拒んだ場合は実施しなくてよいのでしょうか。

(産業医) 本人の同意は必要なく、長期休職者には復職判定委員会が規則等にて周知しそれに基づいて行います。復職判定委員会は法令義務ではありませんが、安全健康に働くことができるのかを会社が検討することは義務ですので、就業規則に定めておくなど復職復帰の体制があると復職判定がスムーズにできるかと思えます。

Q3.復職判定委員会の実施は、長期の休職者全員が対象となりますか。

(産業医) 1人ずつ、病状や休職理由、休職期間や回数もさまざまです。長期の休職者全員がその対象となるというわけではないです。MCCでは1ヶ月以上の休職者に対して実施しています。MCPでは1か月以上お休みの方を産業医へ連絡いただき、病状に応じて実施することとなっています。

今月のテーマ

「からだとこころに
イイ！をはじめよう」



ストレスと上手につき合う・解消する

自分に合った ストレス解消法を 見つけよう

ストレスは性格と密接に関係しており、同じ環境や状況でもストレスの感じ方には個人差があります。ストレス解消法も同様、大勢で盛り上がることでスッキリする人もいれば、一人静かに過ごすことでリフレッシュする人も。大切なのは「楽しい、気持ちがいい」と思える時間をもつために、行動することです。



豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用

一人で抱えず相談してみよう

悩みや気持ちを打ち明けるだけでも、こころが軽くなります。八方塞がりに思えたことでも、客観的な意見で解決の糸口が見つかることも。信頼できる人や専門機関に相談してみませんか？

厚生労働省「まもろうよ こころ 困った時の相談方法・窓口」

電話やSNS相談、支援情報検索サイトで自分に合った相談窓口を検索できます



豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用



ストレスは 適度にあることが ベスト

ストレスを 味方にしよう

「ストレスは人生のスパイスである」とは、1936年にストレスの概念を提唱した生理学者ハンス・セリエの言葉。とかく悪いものと捉えられがちなストレスも、適度にあるとやる気を高め、前向きに取り組む気持ちを引き出します。ストレスをよい刺激として、達成感や充実感、さらなる意欲向上につなげましょう。



豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用



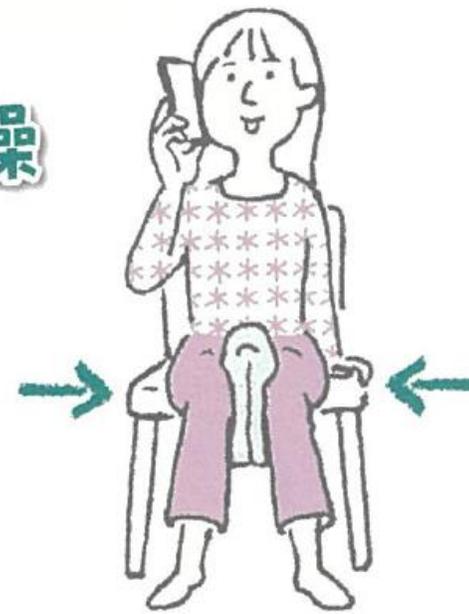
10回目安で
繰り返す

“ながら”“あいま”で **イイ!**体操

●電話しながら

内もも引き締め

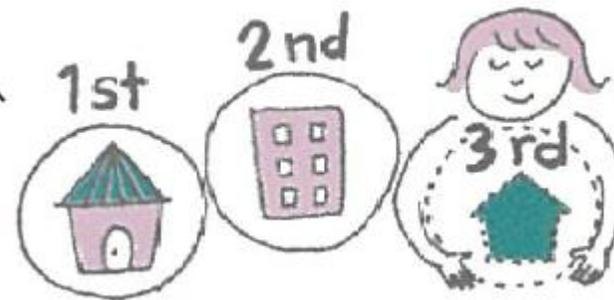
- ▶椅子に座り、ひざの間にタオルを挟む
- ▶「1、2、3、4」と数えながら両足でタオルをつぶす



今月の 元気になるヒント

心地よい第三の場所、
サードプレイスをもつ

サードプレイスとは、“家庭でも職場でもない過ごしやすい第三の場所”。義務や必要性に縛られない場所をもつと、生活やところに潤いが生まれ、新しい価値観や人とのつながりができるなど、様々な効果が期待できます。自分らしく過ごせる、サードプレイスを探してみましょう。



●サードプレイスの例
カフェ、居酒屋、
習い事、サークル・
ボランティア活動 など

豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用

MCGグループの社外健康相談窓口

<サービスの概要>

◆対象者

MCGグループの日本リージョンで勤務される方（従業員、派遣社員）およびそのご家族（健康保険組合の被保険者以外の方も利用可）
相談者のプライバシーは保護され、個人名や相談内容が、会社に伝わることはありません。安心してお気軽にご利用ください。

<利用方法>

自動音声ガイドによる案内

身体やこころの問題をお話しいただくという当該サービスの特性と、ご相談者様の利便性を考慮して自動音声ガイドによるサービスの振り分けを採用しています。



1. 専用無料ダイヤルに電話をかけ、自動音声ガイドに従い、サービス番号をプッシュする
2. 相談員とつながったら、「**MCGグループの利用者です（本人または家族）**」と伝える

«サービス番号»

- ① ファミリー健康相談
- ② 面接カウンセリング
- ③ 電話カウンセリング
- ④ 電話カウンセリング予約受付
- ⑤ ベストドクターズ・サービス

次回 衛生委員会予定

- ・ 日時
2025年 6月 18日 (水) 13:00～14:00
- ・ 場所
MCP事務所